

○香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則

平成17年10月11日
公安委員会規則第16号

改正 平成19年9月28日公安委員会規則 平成19年12月14日公安委員会規則
第18号 第25号
平成24年9月28日公安委員会規則
第8号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則をここに公布する。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則

(金融機関)

第1条 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例(平成17年香川県条例第52号。以下「条例」という。)第18条の公安委員会規則で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 信用農業協同組合連合会
- (7) 漁業協同組合
- (8) 信用漁業協同組合連合会
- (9) 農林中央金庫
- (10) 株式会社商工組合中央金庫
- (11) 日本郵便株式会社
- (12) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者

(小売店舗)

第2条 条例第18条の公安委員会規則で定める小売店舗は、次に掲げる小売店舗とする。

- (1) 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する小売店舗で次に掲げるもの
 - ア スーパーマーケット(衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店(売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)
 - イ コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が250平方メートル未満のものをいう。)
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日公安委員会規則第18号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月14日公安委員会規則第25号)

この規則は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条第10号の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。